

令和6年度 第5回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和6年8月5日（月） 13:30～14:20

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾部会長、堀岡部会長代理、高倉委員

労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員

使用者代表委員 寺山委員、江下委員

事務局 倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

(1) 金額審議

(2) その他

5. 資 料

次第のみ

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第5回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、使用者代表委員の八田委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾部会長にお願いいたします。

[長尾部会長] ただ今から、令和6年度第5回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

これまで当専門部会では労使各側の意見をお伺いし、調整に努めてまいりましたが、双方の主張に隔たりがあり、さらに調整を重ねても結論を得ることが困難ではないかと思われれます。

つきましては、これより公益代表委員見解とこの見解を踏まえた改正案である公益代表委員案を提示し、採決により本専門部会の意見を決したいと存じますがいかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、採決により本専門部会の意見を決することとします。

事務局は、公益代表委員見解と公益代表委員案を配付してください。

(公益代表委員見解と公益代表委員案を配付)

[長尾部会長] まず、公益代表委員見解の内容をお伝えします。
事務局は公益代表委員見解を読み上げてください。

[成田賃金室長] 公益代表委員見解を読み上げさせていただきます。

令和6年8月5日

令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会に付託された令和6年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和6年度富山県最低賃金の改正決定について、令和6年7月25日に中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

- 1 最低賃金額については、時間額を50円引き上げて998円とする。
- 2 以上の結論に至った際に着目した要素は以下のとおりであるが、一方、賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることも事実であり、特に中小・小規模事業者に対する支援策についての国に対する要望も附帯事項として示すこととした。

- (1) 労働者の生計費について、富山市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、全国平均を上回る状況が続き、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均3.83%であり、政府による電気・ガス料金の支援策である電気・ガス価格激変緩和対策が今春終了し、新たに始まった酷暑乗り切り緊急支援も令和6年10月をもって終了することを考えれば、この先、さらに物価は上昇するものと考えられる。

加えて、食料品など生活必需品価格は消費者への価格転嫁が進みつつあり、富山市の消費者物価指数をみると、天候による影響に左右されにくい生鮮食品を除く食料指数で、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均5.23%となっている。

こうした中、国民生活基礎調査によれば、生活意識が苦しいとする世帯は59.6%と昨年51.3%から増加し、児童のいる世帯に限ると65.0%となっている。

内閣府によると、昨今の物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。

- (2) 労働者の賃金について、今年の富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果では4.99%と昨年3.52%を上回った。規模99人以下に限った集計においても、率にして4.19%、額にして月9,384円、時間額換算で56.5円の引上げとなった。

富山県経営者協会による集計結果では4.39%と昨年3.26%を上回った。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は

2.4%と、昨年度の結果 2.0%を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、これも昨年の結果2.4%を上回っている。

このことから、企業規模に関わらず総じて昨年を上回る賃金上げが行われているものの、実質賃金は昨年から今年までの間、前年比マイナスを記録している。

- (3) 通常の事業の賃金支払い能力について、日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高経常利益率は令和5年度全産業計 7.47%であり、直近10年の平均3.65%及び直近5年の平均3.01%を大きく上回っている。

一方、日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業・製造業ともに改善し、非製造業では5期連続の改善であるものの、製造業・非製造業ともに先行きは悪化に転じる見通しとなっている。なお、中小企業庁による全国約48,000社に対して行われた価格交渉促進月間、令和6年3月フォローアップ調査の結果では、一部でも価格転嫁できたとする企業は全体の67.2%に達した一方、令和5年9月と比較すると4.2ポイントの増加に留まる状況にある。

- (4) 最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素に関連する概況は以上のとおりであるが、これまで重ねてきた審議においても、最低賃金近傍で働く労働者に対する物価の影響は十分考慮すべきとの意見及び企業規模に関わらず、賃上げの動きは広がっているとの認識は公労使一致していた。このため、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、特に生鮮食品を除く食料物価指数の高騰、10月までの時限的措置である酷暑乗り切り緊急支援終了後の物価上昇、企業規模を問わず昨年を上回る賃上げ率が見られるものの実質賃金はマイナスを続けているといった点に着目し、前記1で示した額が適切であると見解を示した。

- (5) 一方、賃金支払い能力の点では、取引価格の適正化・価格転嫁がその改善に重要なポイントであることは公労使共通の認識であり、また、企業における生産性向上も欠かせないため、附帯事項として国に対し以下を求める。

ア 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底を行うこと。

イ 事業場内最低賃金を上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合、その費用の一部を助成する業務改善助成金について、その申請件数は増加しているところ、更に中小・小規模事業者が活用できるよう積極的に周知を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等についても周知を図ること。

以下、資料の読み上げは省略します。

[長尾部会長] 次に、公益代表委員案をお示しします。

事務局は、公益代表委員案を読み上げてください。

[成田賃金室長] 公益代表委員案を読み上げさせていただきます。

令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額 時間額 948 円 発効日令和5年10月1日

改正最低賃金額 時間額 998 円 引上げ額 50 円 引上げ率 5.27%

発効日 令和6年10月1日です。

以上です。

[江下委員] 公益代表委員見解について質問してよろしいでしょうか。

[長尾部会長] はい。

[江下委員] まず2の(1)、この先さらに物価は上昇するという公益見解ですが、最近の円高傾向はこの先も続くと思います。当然、輸入商品は価格が下落すると思いますが、この点についてお聞きしたいのと、(2)の連合富山、富山県経営者協会の賃金引上げ状況を記載されていますが、中小・小規模零細企業の実態とは乖離しているのではないかと思います。第4表③では2.9%ですが、こちらのほうが小規模零細企業の実態把握をしているのではないかと思います。その下の「このことから」ですが、これだけ最賃も上がっていますので、実質賃金がマイナスであることの要因は何ですか。あと(3)のフォローアップ調査の結果、一部でも価格転嫁できたとする企業は全体の67.2%、この価格転嫁の状況はいわゆる輸入原材料価格に対する価格転嫁で、多分この調査での労務費の部分の価格転嫁がほとんど進んでいないと思います。こういった状況の中で、見解を見させていただきましたけれども、50円引上げというのは、目安を参酌された公益見解なのかどうか、以上について教えていただければと思います。

[長尾部会長] 4点質問事項があったかと思いますが、1点目の物価上昇に関しましては、データに基づいて忠実にコメントしています。政策的には物価上昇率が、2%前後で収まってくれば、一般的に言われる悪いインフレにはならないのですが、実際にデータで示されているように、2%を超える物価上昇率になって、今もなお、その傾向が続いています。加えて新聞紙上でも発表されていますように、昨年から今年にかけて値上げ品目が3万とか、莫大な数に至って、商品の値上げが続いていることも物価の上乗せにかなり影響しているのではないかと思います。特にスーパーで日用品あるいは食料品等を買うに当たって、多くの消費者が従来に比べて週に2千円、3千円以上多く支払う状態が今は続いているのではないのでしょうか。特にその傾向は全国と比べて、富山市において高い傾向にあると思います。総合的に賃上げ率を考えていかないと最低賃金近傍で働く人にとっては、さらに生活苦に繋がっていくと考えられます。賃金アップの必要性に関してはそのような観点から、使用者側・労働者側においても、同じような認識をされていまして、その辺は公益側においても評価していかなくてはいけないと考えた次第です。

2点目の(2)では連合富山の集計結果を用いて、労働者側のデータを根拠に賃金水準の見解を示した訳ですが、我々公益側の立場においても、連合富山の持つデータは数がかかなり多いし、99人以下、100から299人、300人以上と労働者の規模別に集計されており、全貌を表していると解釈した次第です。いろいろなデータにおいて見方によって一長一短が

あって、多くの人に説得力を持つようなデータはなかなか少ないと思います。やはりサンプル数が多いということと、規模別クロス集計もなされており、詳細に実態を把握していると評価しました。データのマイナス点を指摘し始めれば、他のデータにおいても同じくマイナスの評価点が出てきます。昨年も連合富山のデータを用いて賃金の参考データとさせていただいていますので、今年も同様に用いた次第です。

3点目の質問ですが、もう一度お願いいたします。

〔江下委員〕 価格転嫁の状況ですが、67.2%と全体の7割近い企業が価格転嫁できたと調査結果がありますが、この価格転嫁の中身について、エネルギー原材料価格は価格転嫁が進んでいると思いますが、ただ労務費については価格転嫁がほとんど進んでいないのが実態です。こういった中で最賃がさらに引き上げられれば、せっかくの価格転嫁の意味がないのではないかと。

〔長尾部会長〕 いわゆる価格転嫁の内訳として、原材料費については対応がある程度進んでいるのではないかとということについてですか。これに対して労務費の転嫁があまり進んでいないのはどうしてか、また賃金を上げれば悪影響を及ぼしていくのではないかとこの御質問として受け取ってよろしいでしょうか。

〔江下委員〕 はい。

〔長尾部会長〕 原材料費に関しまして、労務費に比べたら比較的分かりやすい部分があるかと思います。現状の取引価格形態において、どこまでが労務費でどこからが労務費ではないかの判断が、実際の取引において難しい部分があると思います。賃金アップをしていくことによって、企業においても、生産性の向上というものが絶対条件となってきますが、会社自体も賃上げによるコストアップというものを図っていかないと売上確保、利益確保も難しくなっていくと考えられます。ここに数値が出ていますように、令和5年9月と比較すると価格転嫁できた企業は4.2ポイントしか上がっていない、上がり方が少ないという状況なので、政府の要望点にも入れておきましたが、取引等において生産性向上するような政策をさらに強力に努めてほしいという要望を付記しています。(5)のAとIの政策にも関連してくる部分です。我々も労務費に関しては、現状において原材料費の転嫁よりもうまくいっているとは考えていません。順序が正確ではなかったかもしれませんが、御質問のあった4点については回答させていただきました。

〔江下委員〕 はい、ありがとうございます。一つ理解をしたのはいろんなデータがありましたが、50円の引上げの確固たる説明はないという理解でよろしいですか。

〔長尾部会長〕 50円の根拠ということですか。

〔寺山委員〕 これはですね、公益代表委員見解の意見というのは我々尊重したいと思っています。いろんなデータがありますので、どのデータを持ってくるかによって、大きな

方向性が決まってきます。ただこれまでもこの中に記載のない事項としましては、専門部会であれだけ影響率に関する事、それと倒産件数が非常に増えているといったところを説明したのですが、それを掲げていただいたような文面が一行でもあれば、使用者側としてもより納得感があつたのかなと思っています。

[長尾部会長] 金額に関しましては、この参考資料欄には抜けていましたが、みずほ銀行のシンクタンクで予測していた物価がどれだけ上がるかという数値が出ていましたので、それを時間当たりの金額で計算していくと、50円以上の100円近い金額になるということで、その裏付けもデータとして持っています。その数値が国会で引用されていたので、かなり信頼性が高いのではないかと思います。ほかにも物価上昇のデータを参考にさせていただいて、50円の根拠を作成しております。データとしてお示ししたほうが良いのであれば、引用文献・参考文献として紹介をさせていただきたいと思います。今いただいた質問に対しては以上とさせていただきます。ほかによろしいでしょうか。

[労使各側委員] はい。

[長尾部会長] 引き続き採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益委員案に賛成の委員は、挙手願います。

次に、反対の委員は、挙手願います。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

採決の結果、賛成5名、反対2名、保留0ですので、賛成多数により、公益代表委員案をもって本専門部会の決議といたします。

次に、今ほどの内容を本専門部会から富山地方最低賃金審議会に対して報告する必要があります。事務局において、専門部会報告案を準備しますので、しばらくお待ちください。

(事務局は、専門部会報告案を準備・配付)

[長尾部会長] 事務局は、報告案を読み上げてください。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、報告案を読み上げさせていただきます。

文書番号、日付は議決前ですので記載しておりません。

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書(案)

当専門部会は、令和6年6月28日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより比較したとこ

ろ、令和4年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略いたします。

引き続き1枚、めくりまして、別紙1の読み上げをいたします。

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間998円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和6年10月1日

さらに1枚めくりまして、別紙2が続いていますが、第1回専門部会で御説明した内容と変わりありませんので省略いたします。

以上です。

[長尾部会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告したいと考えますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、本案をもって、富山地方最低賃金審議会に報告することとします。

そのほかに何かございますか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人にお願いします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。